⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。
⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が令和２年度及び令和３年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案書に関する事項
⑴　技術提案書の作成
技術提案書の作成にあたっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。
⑵　技術提案書の審査
技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）結果を反映させた最終技術提案書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。
⑶　最終技術提案書の評価
最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。
①　実施設計及び工場製作に関する工夫（実施設計及び工場製作の品質確保）
②　現場施工に関する工夫（現場施工における工夫、工程管理）
③　周辺環境への配慮に関する工夫（安全管理、環境対策）

4　落札方式に関する事項
⑴　落札者の決定方法
①　総合評価の方法
落札者の決定方式は、最終技術提案書の内容を上記３⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。
評価値＝技術評価点＋価格評価点
価格評価点は、入札価格により次のとおり算定される。
入札価格≧低入札調査基準価格：$20+(10/(100-\beta))\times(100-\alpha)$
低入札調査基準価格＞入札価格≧特別重点調査基準価格：$(30/(\beta-60))\times(\alpha-60)$
特別重点調査基準価格＞入札価格：０
ここで、α＝（入札価格／予定価格）×100
β＝（低入札調査基準価格／予定価格）×100
②　落札方式
ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から上記４⑴①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
イ　アにおいて、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。
⑵　低入札価格調査等
予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則に規定している。
⑶　入札不調となった場合の取り扱い
本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」に移行する場合がある。
「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、上記４⑴①によって得られた評価値が最高の入札者１者（評価値が最高の入札者が２者以上あるときは、工事請負現場説明書１⑿に準ずる。）を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

5　入札手続等
⑴　担当課　首都高速道路株式会社　更新・建設局　総務・経理課　〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１　ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ　17階　電話03―6803―3696　ＦＡＸ：03―6803―3755
⑵　「入札説明書」等の交付
①　交付期間　令和４年８月23日（火）から令和４年９月22日（木）午後４時まで
②　「入札説明書」等（入札説明書、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、金額を記載しない設計書、基本条件図書、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ－Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記５⑴の担当課まで申し出ること。
・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
http://www.shutoko.co.jp/business/bid/
③　交付資料のダウンロード操作手順
上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法
ア　電子入札による場合
・提出期間：令和４年８月24日（水）午前10時から令和４年９月22日（木）午後４時まで
・提出方法：電子入札システムによるものとする。ただし、競争参加資格確認申請書に付随する資料は以下の通り持参又は郵送にて２部提出すること。
〈持参の場合〉
・提出期間：令和４年８月24日（水）から令和４年９月22日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの正午から午後１時までの時間を除いた時間。
・提出方法：書面を持参することにより行う。なお、提出に当たっては、事前に上記５⑴の担当課までその旨連絡すること。
・提出場所：上記５⑴に同じ。
〈郵送の場合〉
・受付期間：令和４年８月24日（水）から令和４年９月21日（水）まで
・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記５⑴まで連絡すること。
・受付場所：上記５⑴に同じ。
イ　紙入札による場合
〈持参の場合〉
・提出期間：令和４年８月24日（水）から令和４年９月22日（木）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの正午から午後１時までの時間を除いた時間。
・提出方法：書面を持参することにより行う。なお、提出に当たっては、事前に上記５⑴の担当課までその旨連絡すること。
・提出場所：上記５⑴に同じ。